

I. コンプライアンス・企業倫理

基本原則

○企業倫理の徹底を図る。

○法令を遵守する。

主要項目	参考事例
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経営トップは、リーダーシップを最大限発揮し、経営理念や行動規範の明確化、社内への徹底にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ グループのすべての取締役、役員、社員が守るべき「行動規範」「行動指針」「コンプライアンスガイドライン」を策定、配付、社内研修等で展開。 ➤ 「行動憲章」、「行動規範」等を翻訳し、世界各地のグループ各社に配付。 ➤ 「コニカミノルタグループ行動憲章」を9ヵ国語（日本語、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語、ロシア語）で併記した携帯版冊子 55,000 部を、世界各地のグループ各社全従業員に配付（コニカミノルタ）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経営トップは、経営理念や行動規範の基本姿勢を社外に表明し、具体的取り組みについて情報開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ホームページ、年次報告書・社会報告書への掲載、株主総会・ステークホルダーミーティングで説明。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全社的な取り組み体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ コンプライアンス活動を横断的に統括する「企業倫理委員会」「コンプライアンス事務局・支援室」「企業倫理相談窓口」等の設置。 ➤ 代表取締役クラスの役員を企業倫理の担当役員に任命。各部門・事業所などにおいてコンプライアンスオフィサーを任命。 ➤ グループ全体を横断的に統括するコンプライアンス統括部門を設置するとともに、これを補佐する地域の活動統括部門を米州、欧州、日本、東アジア、パンアジアに設置（ソニー）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業倫理・企業行動規範の浸透・定着状況をチェック・評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「企業倫理委員会」を定期的に開催。 ➤ 各職場の責任者が、職場の行動規範遵守状況を「企業倫理委員会」に定期的に報告。 ➤ 社員の倫理意識、行動規範の遵守状況に関するアンケート・ヒアリング調査を定期的に実施。